

別表第3(第14条関係)

届出対象行為(南上原地区)

対象となる行為	対象規模
建築物の建設等※	すべての建築行為
工作物の建設等※	すべての建設行為
開発行為	すべての行為
土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	すべての行為
屋外における物件の堆積	500 m ² 未満の一団の土地について、土砂等の採取が500 m ³ を超え又は周囲隣接地との高低差が生ずる開発行為
特定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更